

がん診療連携拠点病院等の指定に 関する考え方

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

類型の見直しについて

【現行】

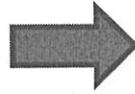
地域がん診療
連携拠点病院

診療機能による分類

【見直し後】

地域がん診療連携拠点病院
(高度型)

指定類型の
見直し



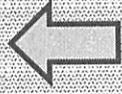
指定類型の
見直し

地域がん診療連携拠点病院
(一般型)

指定類型の
見直し



指定要件を
充足した場合
復帰



※便宜上、地域がん診療拠点病院を一般型とする

- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
- 高度な放射線治療の実施が可能
- 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
- 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
- 医療安全に関する取組等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

※昨年度は適応なし

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。
未充足である状況が持続した場合は、指定の取消しも検討する。

